第七十三条の十四第三項中「供する」の下に「耐震基準適合既存住宅（」を、「をいう」の下に「。第七十三条の二十七の二第一項において同じ。）のうち地震に対する安全性に係る基準として政令で定める基準（同項において「耐震基準」という。）に適合するものとして政令で定めるものをいう」を、「第七十三条の二十四第二項」の下に「及び第七十三条の二十七の二第一項」を加え、同条第六項中「第七十三条の二十七の二」を「第七十三条の二十七の三第一項」に改め、同条第八項中「、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第八十二条第一項において準用する土地区画整理法第九十四条の規定による清算金」を削り、第三号を削り、第四号を第三号とする。

第七十三条の二十四第二項中「既存住宅等（既存住宅」を「耐震基準適合既存住宅等（耐震基準適合既存住宅」に改め、同項各号中「既存住宅等」を「耐震基準適合既存住宅等」に改める。

第七十三条の二十七の六第二項中「第七十三条の二十七の三第二項」を「第七十三条の二十七の四第二項」に改め、同条を第七十三条の二十七の七とする。

第七十三条の二十七の五の見出し中「農地保有合理化法人等」を「農地利用集積円滑化団体等」に改め、同条第一項中「第八条第一項又は第十一条の十二」を「第十一条の十四」に、「農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体（以下この条において「農地保有合理化法人等」という。）が、同法第四条第二項第一号」を「農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第二条第四項に規定する農地中間管理機構（以下この項において「農地利用集積円滑化団体等」という。）が、農業経営基盤強化促進法第四条第三項第一号ロ」に、「（同条第一項」を「又は同法第七条第一号に掲げる事業（それぞれ同法第四条第一項」に、「第四条第二項第三号」を「第七条第三号」に、「農地保有合理化法人等による」を「農地利用集積円滑化団体等による」に改め、同条を第七十三条の二十七の六とする。

第七十三条の二十七の四を第七十三条の二十七の五とし、第七十三条の二十七の三を第七十三条の二十七の四とする。

第七十三条の二十七の二第一項中「本条」を「この項」に改め、同条第三項中「及び前二条」を「、第七十三条の二十六及び第七十三条の二十七」に改め、同条を第七十三条の二十七の三とする。

第七十三条の二十七の次に次の一条を加える。

（耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等）

第七十三条の二十七の二　道府県は、個人が耐震基準不適合既存住宅（既存住宅のうち耐震基準適合既存住宅以外のものをいう。以下この項において同じ。）を取得した場合において、当該個人が、当該耐震基準不適合既存住宅を取得した日から六月以内に、当該耐震基準不適合既存住宅に耐震改修（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第二条第二項に規定する耐震改修をいい、一部の除却及び敷地の整備を除く。）を行い、当該住宅が耐震基準に適合することにつき総務省令で定めるところにより証明を受け、かつ、当該住宅をその者の居住の用に供したときは、当該耐震基準不適合既存住宅の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から当該耐震基準不適合既存住宅が新築された時において施行されていた地方税法第七十三条の十四第一項の規定により控除するものとされていた額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

2　道府県は、住宅の取得に対して課する不動産取得税を賦課徴収する場合において、当該住宅の取得者から当該不動産取得税について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、当該取得の日から六月以内の期間を限つて、当該住宅に係る不動産取得税額のうち同項の規定により減額すべき額に相当する税額を徴収猶予するものとする。

3　第七十三条の二十五第二項から第四項まで及び前二条の規定は、前項の場合における不動産取得税額の徴収猶予及びその取消し並びに第一項の場合における当該不動産取得税に係る地方団体の徴収金の還付について準用する。

第百十五条第一項中「、非課税地方独立行政法人及び公立大学法人」を「及び地方独立行政法人」に改める。

第百四十四条の三十八の二第一項中「この項及び第百四十四条の三十八の四第三項」を「この款」に改め、同条に次の一項を加える。

4　元売業者等について税務代理人がある場合において、当該元売業者等の同意がある場合として総務省令で定める場合に該当するときは、当該元売業者等への第一項の規定による通知は、当該税務代理人に対してすれば足りる。

第百四十六条第一項中「、非課税地方独立行政法人及び公立大学法人」を「及び地方独立行政法人」に改める。

第百七十八条中「第二十条」の下に「又は第四十二条」を加える。

第百七十九条中「、非課税地方独立行政法人及び公立大学法人」を「及び地方独立行政法人」に改める。

第二百九十二条第一項第四号中「（租税特別措置法」の下に「第九条の六第六項、第四十一条の九第四項、第四十一条の十二第四項、第四十一条の十二の二第七項及び」を加え、「において読み替えて」を「の規定により読み替えて」に改め、「第三条の三第五項」の下に「、第六条第三項」を、「第九条の二第四項」の下に「、第四十一条の九第四項」を加え、「及び第四十一条の十二第四項」を「、第四十一条の十二第四項及び第四十一条の十二の二第七項」に改め、「第四十二条の四」の下に「、第四十二条の十（第一項、第六項、第八項、第九項及び第十四項を除く。）」を加え、「第六項及び第七項」を「第六項から第八項まで及び第十三項」に、「及び第四十二条の十二の四」を「、第四十二条の十二の四及び第四十二条の十二の五（第一項から第六項まで、第十項から第十二項まで、第十四項及び第十六項を除く。）」に改め、同項第四号の三中「第六十八条の九及び」を「第六十八条の九、第六十八条の十四及び」に、「第六十八条の十五から」を「第六十八条の十四から」に、「及び第六十八条の十五の五」を「、第六十八条の十五の五及び第六十八条の十五の六」に改め、同項第四号の四中「第六十八条の十一第五項」を「第六十八条の十一第十二項」に改める。

第二百九十四条第七項中「マンション建替組合」の下に「及びマンション敷地売却組合」を加える。

第二百九十六条第一項第一号中「非課税地方独立行政法人、公立大学法人」を「地方独立行政法人」に改める。

第三百十四条の四第一項中「百分の十二・三」を「百分の九・七」に改め、同項ただし書中「百分の十四・七」を「百分の十二・一」に改める。

第三百十四条の七第二項第一号の表中「超える」を「超え四千万円以下の」に改め、同表に次のように加える。

四千万円を超える金額	百分の四十五

第三百十四条の八中「定めるもの」の下に「の合計額」を加える。

第三百二十一条の八第五項、第九項、第十二項及び第十五項中「第四十二条の六第五項」を「第四十二条の六第十二項」に改め、同条第二十四項中「課される法人税」の下に「若しくは地方法人税」を、「連結控除限度個別帰属額及び」の下に「地方法人税法第十二条第一項の控除の限度額で政令で定めるもの又は同条第二項の控除の限度額で政令で定めるもの並びに」を、「定めるもの」の下に「の合計額」を加える。

第三百四十八条第二項第二号の五中「（昭和六十一年法律第九十二号）」を削り、同項第九号中「教育の用に供する固定資産」の下に「（第十号の四に該当するものを除く。）」を、「保育の用に供する固定資産」の下に「（同号に該当するものを除く。）」を加え、同項第十号中「第十号の六」を「第十号の八」に改め、同項中第十号の七を第十号の九とし、第十号の六を第十号の八とし、第十号の五を第十号の七とし、同項第十号の四中「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改め、同号を同項第十号の六とし、同項第十号の三を同項第十号の五とし、同項第十号の二中「定めるもの」の下に「（次号に該当するものを除く。）」を加え、同号を同項第十号の三とし、同号の次に次の一号を加える。

十の四　学校法人、社会福祉法人その他政令で定める者が就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第六項に規定する認定こども園の用に供する固定資産